

産業廃棄物の保管基準

保管基準（規則第8条）

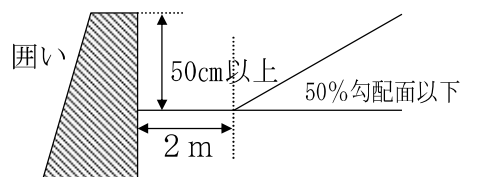
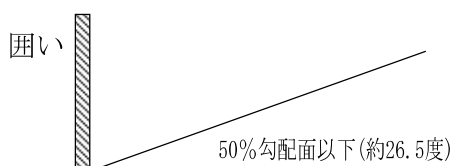
産業廃棄物の保管は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 保管の場所には、周囲に囲いを設け、直接荷重が囲いにかかる場合には構造耐力上安全であること。
- (2) 見やすい箇所に、縦60cm以上×横60cm以上の掲示板を設け、次に掲げる事項を表示すること。
 - ① 産業廃棄物の保管場所である旨
 - ② 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、保管の最大の積み上げ高さ

【掲示板の例】

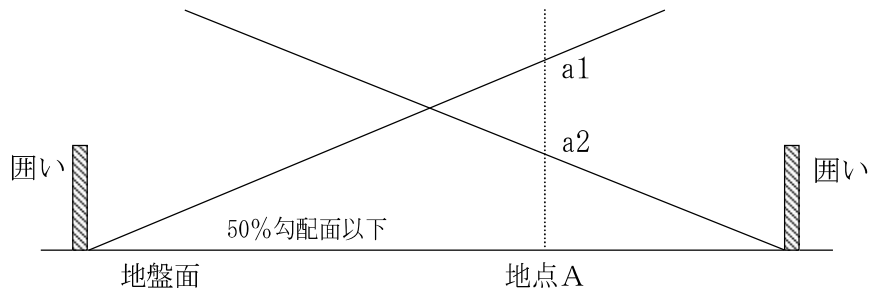
産業廃棄物の保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず
保管の高さの上限	〇〇メートル
管 理 者	〇〇株式会社 神戸支店
連 絡 先	〇〇課 〇〇係 TEL 078-000-0000

- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (4) 保管の場所から、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次の(5)及び(6)に掲げる措置を講ずること。
 - (5) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (6) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、保管の最大の積み上げ高さは、次のとおりとする。
 - ① 廃棄物が囲いに接しない場合
 - ・ 囲いの下端から勾配50%以下
 - ② 廃棄物が囲いに接する場合
 - ・ 囲いの内側2mは、囲い高さより50cm以上下げる
 - ・ 2mを超える部分の内側は、2m線から勾配50%以下
- ア 廃棄物が囲いに接しない場合 イ 廃棄物が囲いに接する場合

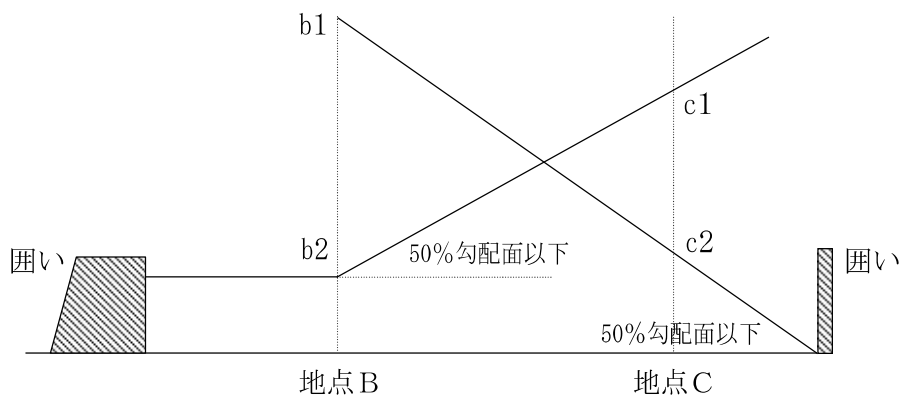


◇ 高さの上限の判定例

ア 両方が廃棄物に接していない囲いの場合



イ 片方が廃棄物に接し、片方が接していない囲いの場合

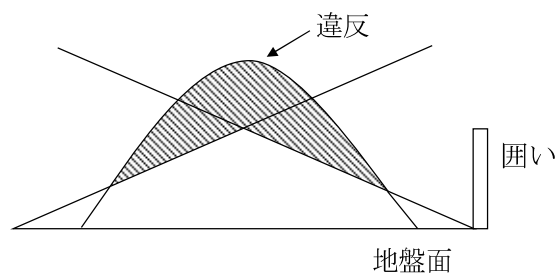


◇ 基準上の高さの上限

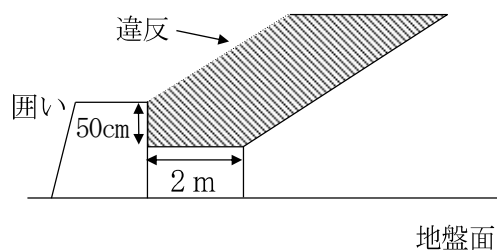
地点A : a 2 地点B : b 2 地点C : c 2

◇ 保管基準の違反例

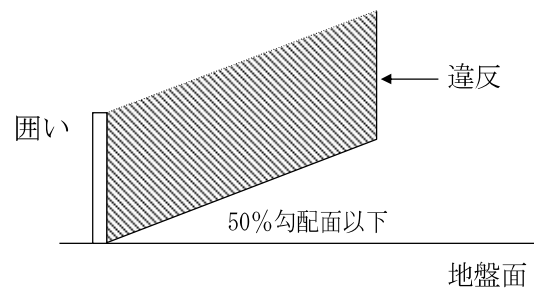
- ・ 50%勾配面を超えている（網掛け部分が違反）



- ・ 勾配の起点を壁から2 m離していない
- ・ 壁の頂部から50cm下げていない



- ・構造耐力上安全とはいえない囲いに直接接している



◇ その他違反となる例

- ・囲いが廃棄物と接して曲がって（歪んで）いる。
- ・囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積上げている。（さらに囲いの上部にプラスチックの板を50cm継ぎ足した場合等を含む）

- (7) 石綿含有産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等を行い、覆いを設けたり、梱包するなど、飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- (8) 水銀使用製品産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。